

## 【NEWS RELEASE】

2020年6月1日

各 位

株式会社三井住友銀行

「相続手続きらくらくサービス（Webを活用した遺産整理業務）」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、完全非対面で遺産相続手続きの代行サービスを提供する「相続手続きらくらくサービス」の取扱を開始いたします。

当行では、人生 100 年時代の到来により多様化する相続・遺産整理に掛かるニーズに対して、金融サービスの進化・デジタル化の進展を背景に、インターネットを活用した、より一層利便性の高いサービスを検討して参りました。

「相続手続きらくらくサービス」は、これまでの遺産整理業務の取組実績から、相続人・相続財産の頻出パターンを分析した上で、一定の条件に合致するお客さま向けにサービス内容を定型化し、更に Web 等デジタル技術を活用することで、従来比ご利用いただきやすい価格で、ご来店いただくことなく相続手続きを完結できる、遺産相続手続きの代行サービスとなります。

たとえば、日中は金融機関に行く時間がないお客さまや、近隣に店舗がないお客さまであっても、時間や場所を選ばずお手続きを進めることができます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に対しても、完全非対面でお客さまの相続手続きを代行させていただくことで、お客さまの罹患リスクの軽減にも繋がります。

なお、本件以外にも相続関連の Web 化の一例として、従来、お電話やご来店をいただき受付していた相続発生のご連絡について、ご来店いただくことなく受付ができる Web の取扱を、2020 年 3 月より開始しています。

当行は、人生 100 年時代の到来による高齢化社会への対応や、新型コロナウイルス感染症拡大に対して、今後もデジタルテクノロジーを活用し、幅広いお客さまに商品・サービスを提供してまいります。

< 「相続手続きらくらくサービス」のご利用条件（既存の遺産整理業務との比較） >

		相続手続きらくらくサービス	遺産整理
相続人		配偶者・お子さまのみで計5名以内	相続人の人数や財産種別等は特に問いません
相続財産	不動産	自宅のみ (賃貸不動産、借地権付建物、農地等を除く)	
	株式	国内上場株式のみ	
	銀行等の預金	特に問いません	

「相続手続きらくらくサービス」のご利用にあたり、以下の内容をご確認ください。

- 被相続人のご逝去後、4ヵ月を経過していないこと
- 遺言書を残していないこと
- 被相続人名義の貸金庫がないこと
- 相続財産に債務、保険、ゴルフ会員権、貸付金、非上場株式、金地金等が含まれていないこと
- 金融資産の手続については、換金手続のみであること(名義変更手続は行いません)
- 代表相続人は、SMS認証に対応している携帯電話およびEメールアドレスを保有していること
- 代表相続人は、当行に普通預金口座を保有していること(保有していない場合は、ご契約時までの口座開設が必要となります)
- 代表相続人は、戸籍謄本等必要書類の取得・収集について、当行が適当と認める司法書士事務所を利用すること(書類取得に係る実費、および司法書士の報酬は、別途お客さまにご負担いただきます)

< 「相続手続きらくらくサービス」の手数料（既存の遺産整理業務との比較） >

相続手続きらくらくサービス			遺産整理	
<b>報酬額</b> 基本報酬額 385,000円(税込)			<b>報酬額</b> 下記の①と②の「評価額×料率」の合計 報酬額が1,100,000円(税込)に満たない場合、 最低報酬額 1,100,000円(税込)	
財産種別	基本報酬内	基本報酬外	財産種別	料率(税込)
銀行でお預かりしている財産	当行、SMBC信託銀行を除いた5行以内	銀行が5行から1行増えるごとに22,000円(税込)追加 ただし追加上限は5行以内	① SMBCグループでお預かりしている財産※	評価額に対して一律0.22%
証券会社でお預かりしている財産	証券会社1社	証券会社が1社増えるごとに22,000円(税込)追加 ただし追加上限は5社以内		② その他の財産
上場株式	10銘柄以内	上場株式が10銘柄から1銘柄増えるごとに5,500円(税込)追加 ただし追加上限は10銘柄以内	評価額5,000万円超1億円以下の部分 1.65%	
			評価額1億円超2億円以下の部分 1.10%	
			評価額2億円超3億円以下の部分 0.88%	
			評価額3億円超5億円以下の部分 0.66%	
			評価額5億円超10億円以下の部分 0.55%	
			評価額10億円超の部分 0.33%	

※ 三井住友銀行およびSMBC信託銀行にお預け入れの預金およびお取扱の信託・投資信託・個人年金・証券等、ならびに、SMBC日興証券で保護預かりしている株式・債券・投資信託等の有価証券およびお取扱の個人年金等

以 上